

固定資産評価員の選任について

次の者を今治市固定資産評価員に選任（兼任）したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により同意を求める。

令和8年6月22日提出

今治市長 徳永繁樹

記

今治市主事

越智秀樹

「理由」

阿部孝文固定資産評価員が令和8年6月30日付けで退任するため、後任者を選任しようとするもの。

「参 照」

地方税法（抜すい）

（固定資産評価員の設置）

第404条 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により同意を求める。

令和8年6月22日提出

今治市長 徳永繁樹

記

矢野丈一

渡邊節夫

八木良太

清水謙治

青野正義

富 田 功

竹 田 清 隆

越 智 信 彦

越 智 千 保 子

新 居 田 守

村 上 晋 太 郎

岡 田 勝 利

河 野 哲 也

白 石 義 廣

越 智 敬 三

菅 正 二

越 智 恵 吾

桑 田 誠

青 木 久 子

「理 由」

農業委員会委員の任期が令和8年7月19日で満了するので、上記の者を任命しようとするもの。

「参 照」

農業委員会等に関する法律（抜すい）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

3 委員は、再任されることができる。